

シリーズ
ご存知ですか

自転車はどこを 走ればいいのか？

センターだより読者の皆様も毎日自転車に乗っている方が多いのではないのでしょうか？ところで、道路を自転車で走行するときにどこを走っていますか？

まず、「自転車は歩行者ではありません」「軽車両なので基本的に「車」のルールで走行しなければなりません。

自転車は免許なしで誰でも乗れますが、ルールが周知されていないせいか事故が絶えず、歩道での重大な事故につながるケースも出てきています。

そこで、自転車は原則として「車道走行」というルールが2015年の道路交通法の改正で定められたのです。歩道内で事故が起きた時自転車がルール違反を犯していると、過失割合が高くなります。

自転車乗用時の交通ルール

- 1、自転車は、車道が原則歩道は例外。
- 2、車道は左側を通行。
- 3、歩道は歩行者優先で、車

道寄りを徐行。(歩行者の通行を妨げる時は、一時停止、みだりにベルを鳴らさない)

- 4、安全ルールを守る。(傘さし、携帯電話かけながら運転禁止)
- 5、子どもはヘルメットを着用する。(自転車安全利用五則)



普通自転車歩道の標識

ただし、例外として

- ①歩道に、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合。
- ②運転者が13歳未満又は70歳以上の場合。
- ③車道又は交通の状況からやむを得ない場合には歩道を走ることが認められています。

ちなみに神奈川県は自転車には保険加入が義務づけられています。

危険！不要！ 羽田新飛行ルートは中止を

ベル(電車のガー
ド下)でした。
この結果を受

3月29日から運用開始された羽田新飛行ルート、私たちは「コンビナートでの大事故の危険性が高まる」と一貫して追及してきま

な説明の5点を国に要望しました。

地震の場合、市はコンビナート大規模災害を「1万年に1度」と見込んで被害想定し、避難地域や人数などを具体的に示しています。しかし、飛行機事故の対応基準となる「計画」には、どこにも被害想定が書いていません。「飛行機事故の確率は地震より低いのか？」と質問すると、市長は「比較できない」と答えました。最も危険な離陸直後の3分間、年間9千便も石油コンビナート真上を飛ぶのです。航空機によるコンビナート災害への対応を国に強く求め、災害リスクを市民に広く知らせるべきです。

■減便でも「新ルート」は強行するのか

B滑走路からの離陸は2月の試験飛行の時は1日あたり最大50便でした。しかし本格運用後(コロナの世界的拡散後)の4月3～9日の平均は1日37便。4分の3です。

重大事故のリスクだけ高まる「新ルート」を強行することは許せません。住民の皆さんとともに中止を求めたいきます。

相談センター所長代理
市会議員 片柳すすむ

2月の「試験飛行」では川崎区での騒音は最大94デシ

相談事例 (その176)

みえなかつた解決策 不動産会社社長が解決道すじ

最初にAさんにお会いしてお話を伺った時、Aさんの身の安全のためには、他の住居へ移ることが必要だと強く感じました。

Aさんはご主人を亡くされた後、ご主人とお二人で購入したマンションに息子さんと、その交際相手の女性と3人暮らしでした。しかし、息子さんと女性は、働くこともなく、Aさんのお金で生活し、Aさ

んが生活態度を注意すれば激昂し、時には手を上げることがあるというのでした。マンションには購入時のローンが残りが、支払いが厳しい状態でしたが、二人が居座っていたのは、売却も困難でした。また、そんな二人との同居は、かなり精神的にも負担だったと思います。

親子の情も限界

わがとロー

ンの支払いを止め、競売になるのを待つ方法もありました。購入者が誰になるかわかりません。もしローン残高を下回る金額で落札されたら、Aさんの手

元にはローンが残ります。また、Aさんにとって、わが子。競売になれば強制退去、その後、路頭に迷う可能性もあります。他に良い方法がないか、そう考え、私は知り合いの不動産会社社長、Bさんに声をかけてみました。Bさんはマンションの買取をすぐに検討し、息子さんと女性を残したままで、買い取っていただくことになりました。更に、Aさんがローン残高等を払っても、手元にお金が残る金額を提示してくださいました。

その後二人を残してAさんは別の賃貸物件へ引っ越し、Bさんと売買契約を締結しました。

Bさんの会社が直接息子さんとたちと交渉し、生活保護受給やお引越しができるよう、息子さんたちの気持ちにもご配慮いただき4月下旬全てが解決し、Aさんからお礼の電話がありました。

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2020年5月 第200号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

絵手紙

読者のひろば



新婦人川崎南支部エンゼル班
H・Hさん(中瀬在住)の作品

新型コロナウイルス流行にあたって 「詐欺」に注意!

○感染拡大が続いています。あなたのそばにも迫っていると想定し、対策を徹底しみんなで乗り切りましょう。

○コロナウイルスが嫌がるほど、手を抜かず、手洗い、うがい、をしつかり行いましょう。

○収入が落ち込み生活支援が必要となっている方も多いと思います。現行の公的支援制度も活用しましょう。当、くらしの相談センターも活用して下さい。

○コロナ流行の悪用と詐欺が暗躍しています。急増中です。消費生活センターが強く注意を呼び掛けています。

・「水道局ですが水道管に付着したコロナウイルスを除去します。ついては」

・「市役所コロナ対策室だけでなく成金を配るのでカードの番号を教えてください」

・「通販サイトで注文・振り込んだマスク、消毒液が届かない」
「息子を名乗る男に謝金の肩代わりで800万円をだまし取られた」

・「コロナで減収し『給料を前払いたします!』のネットを活用したら多額の手数料を請求された」
等々.....

「川崎市ですが国の給付金支給が決まりました。家族構成は？振込先の口座番号は？に始まって暗証番号は？」まで巧妙に聞き出され、大事な貯金から引き出される被害がすでに発生しています。

○不審な電話には、これまで以上に注意しましょう。

いつも留守電機能を活用し、相手を確認し、知らない番号には電話をしないことが重要です。相手に急がれても家族・友人のチェックをいってください。

また元気にお会いできることを楽しみにしています。

2020年4月25日
くらしの相談センター

所長 宮原春夫
運営委員会一同

5月の予定

★無料法律相談日
5月19日(火) 変更もあり
午後18時30分～
予約が必要です。時間が限られていますので要件はまとめて。
★土・日・祝日は休み
★5/1～5/10休みです

中央地域 境町相談所

日本共産党中央地域
後援会事務所
「困ったとき・迷ったとき」
ご相談ください。
午後 13時～16時
(土・日・祭日除く)
電話 233-5812
所長 片柳すすむ

お知らせ

川崎市新型コロナウイルス相談窓口

- 一般的な相談 044-200-0730
- 発熱・呼吸器症状など感染が疑われる方。接触者相談センター 044-201-3189

「春風献上」復刻版普及にご協力を

77歳になった記念に20年前出版した宮原春夫の「春風献上」復刻版を作りました。とても面白いです。楽しく暮らす糧になれば、また、相談センターの財政健全化に役立たいと思っています。普及にご協力頂ければ幸いです。くらしの相談センター所長 宮原春夫

5月の相談内容と件数

(4月21日～5月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-5月合計
住宅問題	6	20
生活保護	1	3
身障者問題	0	1
就職・仕事	1	4
医療・病院	3	7
市への要求	0	0
多重債務	0	0
架空請求	0	1
税金・年金	0	4
交通事故	0	0
子供問題	0	0
離婚問題	0	1
弁護士等の相談	0	0
不動産問題	1	6
後見・相続	4	18
その他	6	36
合計	22	101
開設からの総合計 (2003年9月)	7342	

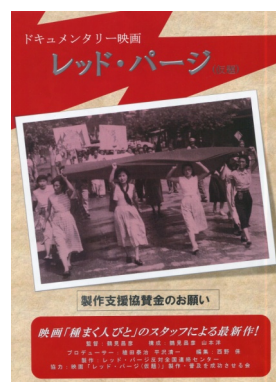
4月の相談

今月は住宅問題が多くありました。2月にアパートの賃貸契約を更新した時に、2年後に立ち退きを言われた。3月の初旬不動産より「定期賃貸契約書」にサインを、と言われたがどうしたものか？。契約すると更新ができなくなる、従って立ち退き料も請求できなくなる。というアドバイスをもらいました。

6月7日(日) 相談センターセミナー・「落語で学ぶ悪質商法とザ・のんべーずコンサート」は中止します。

ドキュメンタリー映画 「レッド・ページ」制作支援へのお願い!

「レッド・ページ」とは1949年から51年にかけてアメリカ占領軍の示唆の下民主化運動の盛り上がりを経て恐れられた権力者と企業による「アカ攻撃」思想弾圧と約4万人に及ぶ労働者解雇を強行した事件。
今、安倍政権によるマスクミヤや各種表現活動への権力的介入が進行している。21世紀ネオレッド・ページを許してはならない!
○製作支援協賛金のお願い
1口10000円以上
10口以上の協賛金を提供された個人、団体の名前を字幕で紹介。
2020年秋完成目標



～天下一い～
中華料理 天龍
☆大小宴会も承ります☆
ホームページ <http://www.tenryu.gr.jp/>
川崎区砂子町(仲見世通り)

健康保険適用
鍼・灸・訪問マッサージ
◆施術には各種健康保険が使えます。費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護法の方の治療費はかかりません。詳しくはお電話で。
川崎中央より・きゆう院本院
電話 044(244)1985

困った時は、ご相談ください。
川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆☆看護師大募集☆☆
川崎区桜本 2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
<http://kawasaki-kyodo.hosp.jp>

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)